

広島県の建築物のエネルギー消費性能に係る認定手数料

◆非住宅建築物

延床面積	手数料額		
	適合証等提出 ^{※1}	モデル建物法 ^{※2}	左記以外
300 m ² 未満	10,000円	92,000円	241,000円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	17,000円	117,000円	302,000円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	28,000円	155,000円	390,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	85,000円	250,000円	557,000円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	135,000円	327,000円	686,000円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	170,000円	393,000円	810,000円
25,000 m ² 以上	213,000円	461,000円	925,000円

◆住宅（一戸建ての住宅）

延床面積	手数料額		
	適合証等提出	仕様基準 ^{※3} モデル住宅法 ^{※4}	左記以外
200 m ² 未満	5,000円	18,000円	36,000円
200 m ² 以上	5,000円	20,000円	40,000円

◆住宅（一戸建ての住宅以外）

延床面積	手数料額		
	適合証等提出	仕様基準 フロア入力法 ^{※5}	左記以外
300 m ² 未満	10,000円	35,000円	73,000円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	21,000円	60,000円	122,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	48,000円	109,000円	208,000円
5,000 m ² 以上	85,000円	165,000円	298,000円

※1 「適合証等提出」の金額は、次の場合に適用します。

- ・ 技術的審査機関が交付する適合証を提出する場合
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを提出する場合
- ・ 『都市の低炭素化の促進に関する法律』第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定に係る『都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則』第43条第2項（同令第46条において準用する場合を含む。）の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを提出する場合
- ・ 『住宅の品質確保の促進に関する法律』第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合しているもの）の写しを提出する場合。

※2 「モデル建物法」の金額は、非住宅建築物について、モデル建物法を活用した場合に適用します。

※3 「仕様基準」の金額は、住宅について、仕様基準を活用した場合に適用します。

※4 「モデル住宅法」の金額は、一戸建て住宅について、モデル住宅法を活用した場合に適用します。

※5 「フロア入力法」の金額は、住宅（一戸建ての住宅以外）について、フロア入力法を活用した場合に適用します。